

令和6年度第2回三浦市景観審議会

- 1 日 時 令和7年3月27日（木） 10時00分から11時40分まで
- 2 会 場 チェル Sea みうら 2階多目的ホールB面
- 3 報告事項
 - (1) 令和6年度第1回三浦市景観審議会開催時の疑義に対する回答について
- 4 議 題
 - (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取組状況について
- 5 出席者
 - (1) 委 員
鈴木委員、中津委員、榊原委員、太田委員、山岡委員、渡邊委員、野村委員
 - (2) 事務局
中村都市計画課長、柳澤グループリーダー、羽自主査、吉田主事
 - (3) 傍聴人 0人
- 6 議題等関係資料
 - 資料1 令和6年度第1回三浦市景観審議会開催時の疑義に対する回答について
 - 資料2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取組状況について
 - 資料3-1～6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の候補となりうる物件（位置図）
 - 資料4-1～20 景観重要建造物の指定の候補となりうる物件（個票）
 - 資料5-1～6 景観重要樹木の指定の候補となりうる物件（個票）
 - 資料6 景観重要建造物及び景観重要樹木の今後の流れについて
- 7 議事
 - ・定刻に至り、事務局（中村課長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。
 - ・出席者が半数（7名中7名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・傍聴申出はありませんでした。

【鈴木会長】

皆さんおはようございます。今年度2回目の審議会となりますが、よろしくお願いします。

早速ですが、報告事項の「令和6年度第1回三浦市景観審議会開催時の疑義に対する回答について」、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは「令和6年度第1回三浦市景観審議会開催時の疑義に対する回答について」をご説明させていただきます。

資料1の1ページをお開きください。

前回審議会で回答を保留させていただいたものが3件ございました。このうち、まず1件目、前回審議会の資料2-3、令和4年度中の景観法に基づく届出等の状況についてのうちNo.4の三崎町小網代字名向の土地に係る木竹の伐採について回答いたします。

当日の意見の要旨は以下のとおりになります。「概要のところに『現況地盤の測量及び現状を把握するための行為』と記載があるが、これは測量・把握するために1,000㎡以上の木竹の伐採をフリーパスで許可したのか。保護樹木の有無や樹種など、どのような植生であったのかを把握しているのか。土地利用の計画上の理由で測量のために伐採することはあるが、レーザー等の技術革新が進んでいるため、記録を残して市民にも説明できるようにしたほうが良い。」というご意見をいただきました。

当日資料では、資料2-3、令和4年度中の景観法に基づく届出等の状況についてのNo.4を抜粋いたしました。こちらの黒枠内をご覧ください。

No.4とありまして、左から5番目のところに行為の概要を記載してございます。測量、土地の現状把握のため、樹高1mから3m、伐採面積1,076.00㎡、と記載されております。また、一番右の概要欄に、建築等土地利用を計画するにあたり、既存緑地を伐採し、現況地盤の測量及び現状を把握するため行為を行ったと記載されております。こちらに基づいてご意見をいただいたものです。

(3)当日の事務局の回答は、「詳細な資料については手元にないが、ご指摘のとおり現状把握のための伐採である。また、当該地を含めた名向崎地区に保護樹木はない。詳細については追って皆様にお知らせしたいと思う。」とご回答させていただきました。

本日の回答については、当該行為の内容につきまして、以下のとおり補足させていただきます。

伐採後の措置としましては、今後建築物の建築を予定するものです。保護樹木の有無については、敷地内に存しない。樹種については、雑木です。

行為者との事前協議において、届出に際し、行為者と事前協議を行いました。協議結果が以下のとおりになります。

今後の建築物の建築を検討するに当たり、現況地盤高さを把握するために伐採するが、必要以上に伐採することがないようにし、敷地面積 2,383.85 m²の 50%以上の緑地を保全する。必要最小限の伐採にとどめ、斜面地に植生する既存樹木が連続して残るようにするとしています。

参考として、三浦市の風致地区条例との関係を記載しました。

本物件は第1種油壺風致地区内に位置し、かつ、敷地面積が 500 m²以上であるため、建築物を建築する際は、三浦市風致地区条例の規定により敷地面積に対して 50%の緑地面積を確保する必要があります。本件は、今後検討されている建築物の建築を鑑みて、択伐率を 47%に抑え、風致地区条例の許可基準を満たすものとしたしました。

ご意見の2点目です。令和6年度第1回三浦市景観審議会における資料3、P4、6指定に伴う制約、(2)景観重要樹木、イ 所有者等の適正な管理義務についてです。

こちら当日の意見の要旨は、「枯死の恐れがあるとき、また管理が不適切なときは市が必要な措置を命令、勧告することができると記載がある。現在、緑化行政で植樹した樹木について、倒木の恐れがあるものは一方的に協議することなく伐採するということが始まっている。市民交流の場所や子供が遊ぶ場所で直射日光から守ってくれる樹木を伐採するのは非常に残念である。予算的なこともあり難しいかもしれないが、伐採の前に樹木医の検査によって治療等を行うことも検討していただきたい。」というご意見をいただきました。

当日の資料3の該当部分を抜粋しております。6指定に伴う制約(2)景観重要樹木のイをご覧ください。

所有者等の適正な管理義務として、※印、管理不適当により滅失もしくは枯死の恐れがあるとき、また管理が不適切なときは、市が必要な措置を命令、勧告することができると記載されており、これに基づいてご意見をいただいたものです。

当日の事務局回答としましては、「貴重な意見をいただいたので、できる、できない、どこまでできるかを検討して報告する。」としております。

今回の回答としましては、今回の審議会で提案する景観重要樹木の指定の候補となりうる物件全6件ございますが、このうち、市の環境課が所管している保護樹木に指定されている物件が4件でございます。保護樹木に指定された場合、管理費用の一部を助成する制度があるため、景観重要樹木の指定の際にはこの制度の兼ね合いも検討し、保護樹木の所管課である市の環境課と連携しながら制度設計を進めてまいりたいと考えております。

次に3点目になります。景観重要建築物及び景観重要樹木の指定に際しての現場確認について、当日のご発言の要旨は、「景観重要建築物及び景観重要樹木の候補となりうる物件等について、他市では市のバスで巡回、点検したうえで検討するという方法をとっていたが、三浦市でもこの方法が可能であればよいかと思う。」というものでした。

当日の事務局の回答としては、「バスで行くというのも一つの手段になると思うので、また検討させていただきたい。」と回答しております。

今回の回答といたしましては、バス等により審議会として現場を確認する場合、敷地周辺に多数の者が立ち入るため、立ち入ることに対する所有者の意向確認が必要と考えております。今回、事務局が作成した資料をもとに審議することとしたいが、今回の審議会において、委員の皆様からご意見がございましたら、ご意見を参考に対応を検討したいと考えております。なお、これに関するご意見は、次の議題「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取組状況について」の中でいただければ、幸いです。説明は以上です。

【鈴木会長】

はい。ありがとうございます。

それではただいまの説明に関して、ご意見があればお願いします。

前回ご質問されたことに対する回答という形になっております。

【中津委員】

1 ページ目の表のうち、右側の概要欄の文言ですが、「建築等土地利用を計画するにあたり、既存緑地を伐採し」とありますが、この「既存緑地を伐採する」というのは他の自治体では使っていないかなと思います。「既存樹木」、もしくは周辺も含めるのであれば、「既存植栽」という気がします。いかがでしょうか。

【事務局】

十分に精査できなかったと思いますので、今後の事務の参考にさせていただきたいと思います。

【中津委員】

もう一点よろしいでしょうか。3 ページ目の真ん中あたり、今回の回答というところの4 行目ですが、「保護樹木の所管課である市環境課と連携しながら制度設計を進めてまいりたい。」とあります。

この委員会は景観審議会なのでこれで良いかなという気はしますが、私の立場上、緑の審議会の会長をやっている立場ですので言いますと、樹木医を使って検査するというのを国に働きかけようとしているところですが、三浦市としてはやはり景観としての樹木を対象とするだけではなくて、日常生活的な樹木だとかを包括した方が良いかなと個人的には思っています。何でもすぐ樹木医をお願いして一件一件お金を払ってチェックするというよりも、むしろ日常的に市民の方々が、うちの家の近くの街路樹がなになんてなると気づく、それを制度的にくみ上げるような制度というものをもう少し社会的

なインフラストラクチャー的にできないかなということで、余計なことかもしれないのですが、景観審議会としてもちょっと広い意味でやったらどうかなって思っています。例えばその事例として、子供たちに環境教育をしている中で、計画も含めて自然環境のこととか、都市部における樹木というのはただ保護するだけでなく更新していくという重要性とか、それと教育とかと連携して欲しいなと個人的には思っていますので、環境課と連携というふうな限定的な部局ではなくて、何かもっと包括的にいろいろな他部局との創造的な連携を通して、他の市町村でやっていないような新たな取組を市民の方々とボトムアップというか意味づけのあるフレーズになっていくと嬉しいなと思います。

【事務局】

景観審議会という立場を踏まえたうえで、より広いご発言といたしますか高い視点に立ったご発言をいただいたと思っております。

この場でどうこうというものではないかなと思いますが、いただいたご意見を教育委員会や市の環境課と共有し、検討したいと思います。

【鈴木会長】

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議題「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

～ 以下、議題は非公開（三浦市情報公開条例第18条第2号） ～

【鈴木会長】

はい。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして本日の議事は終了となります。

事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

鈴木会長、どうもありがとうございました。また、各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり活発なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の議事は終了いたします。

今回、委員皆様の任期中、最後の審議会となります。良好な景観形成に関する重要事項を調査、審議する景観審議会の委員として、任期は令和5年7月から令和7年6月のうち、実質1年でございましたが、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。今後、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に皆様のご意見等を生かして参りたい

いと思います。引き続き、本市景観行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして令和6年度第2回三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。